

令和5年度事業計画

林業・木材製造業労働災害防止協会

目 次

第1	当協会を取り巻く状況について	1
第2	令和5年度の事業運営にあたっての基本的考え方について	3
第3	具体的な事業活動	6
1	安全衛生管理活動事業（補助事業）	6
(1)	伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組	6
(2)	業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業	8
(3)	林材業における労働災害再発防止対策事業	12
(4)	実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業（拡充）	14
2	労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）	18
(1)	振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業	18
3	安全衛生教育支援事業（自主事業）	20
(1)	安全衛生教育等の実施と資格取得の促進	20
(2)	図書・安全衛生用具等の普及	22
(3)	月刊情報誌「林材安全」の編集・発行	24
(4)	労働安全・労働衛生標語の募集	24
(5)	安全衛生教育テキスト等作成委員会	24
(6)	安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催	24
4	安全衛生対策支援事業（自主事業）	26
(1)	「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施	26
(2)	「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し	30
(3)	「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組	32
(4)	労働災害情報の収集分析と提供	34
(5)	各種活動における会員加入の取組	34
(6)	ホームページの運営	36
(7)	全国林材業労働災害防止大会の開催	36
(8)	労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦	36
5	組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）	38
(1)	協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組	38
(2)	理事会・総代会等の開催	38
(3)	支部長会議等の開催	40
(4)	外部評価のための総合評価委員会の開催	40
(5)	情報セキュリティ対策の推進	40

令和5年度における林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「当協会」という。）の事業計画を次のとおり定める。

第1 当協会を取り巻く状況について

1 林材業を巡る現状

我が国経済について、景気は、令和5年4月の月例経済報告では、「一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされている。

また、我が国の森林・林業・木材産業を取り巻く状況をみると、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」をキーワードに、森林を適正に管理して、林業、木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済の実現を目指している。

戦後造成された人工林を中心に森林資源が成熟して、本格的な利用期を迎えており、その豊富な森林資源の循環利用を進めることが一層重要となっており、令和元年度から開始された森林環境譲与税の配分により、市町村における間伐等の森林整備等の本格的な活動が開始されるとともに、戦後造林され主伐期を迎える人工林伐採の本格化と主伐後の再造林が進められている。

このような状況から、林業、木材産業における新規雇用労働者の増加や他産業からの未熟練労働者の参入が見込まれ、さらに、高年齢者の就業促進対策の取組によって林材業における高年齢労働者が増加することが予想されることなどから、労働災害発生のリスクが高い状況で続くことが懸念される。

2 労働災害を巡る現状

(1) 全産業における労働災害の発生状況

全産業における令和4年の死亡者数は、774人で令和3年より4人減少（対前年比0.5%減）となっている。

また、令和4年の休業4日以上死傷者数は、132,355人で令和3年より1,769人増加（対前年比1.4%増）となっている。

(2) 林材業における労働災害の発生状況

林材業における令和4年の死亡災害は、林業は28人で令和3年より2人減少、木材製造業は9人で令和3年より2人増加となっている。

令和4年の休業4日以上死傷者数は、林業は1,176人で令和3年より58人減少

(対前年比 4.7%減)、木材製造業は 1,110 人で令和 3 年より 26 人増加 (対前年比 2.4% 増) となっている。

令和 3 年と比べ、林業は死亡災害、死傷災害とも減少し、木材製造業は死亡災害、死傷災害ともに増加している。

労働災害発生率を令和 3 年値で見ると、林業は 24.7 で全産業計 (2.7) の 9.1 倍、木材製造業は 12.5 で全産業計の 4.6 倍、製造業計 (2.9) の 4.3 倍となっている。労働災害の重さを示す令和 3 年値 (30~99 人規模) では、林業は 1.84 で全産業計 (0.15) の 12.3 倍、木材製造業は 0.81 で全産業計 (0.15) の 5.4 倍、製造業計 (0.21) の 3.9 倍となっているなど、依然として他産業に比べて著しく高い状況が続いている。

当協会では、「第 13 次労働災害防止計画」(以下「13 次災防計画」という。)を基本とした「林材業労働災害防止計画 (5 カ年計画・2018 年度~2022 年度)」を策定し、「2022 年までに林材業における労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 5% 以上減少させること」及び「2022 年において死亡者の数が 39 人 (林業 34 人、木材製造業 5 人) を下回ること」を計画目標に掲げるとともに、林業が 13 次災防計画の中で重点対策業種に指定されたことを踏まえ各種労働災害防止対策の効果的な取組を推進してきた。

その結果、13 次災防計画期間中、死亡災害は、木材製造業は目標に至らなかったものの林業は初めて 20 人台となり、林材業全体としても目標を達成できた。また死傷災害は、林業、木材製造業とも平成 29 年と比べ減少し、目標を達成できた。

3 当協会を巡る現状

当協会は、「労働災害防止団体法」(以下「団体法」という。)により設立された特別民間法人であり、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)に基づき適正な事業運営を行う必要がある。

また、当協会では、これまでに労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書 (平成 23 年 11 月 21 日)、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」(平成 24 年 1 月 23 日)、さらに「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」(平成 26 年 12 月 3 日)において報告された内容を踏まえつつ、平成 27 年度に定款の変更、平成 28 年度に組織規程等関係規程の整備など協会の組織、運営等の見直しを行い、平成 29 年度には会計規程の改正により財務・会

計システムを構築し施行した。これら関係規程に従った協会活動の確実な実施を確保するため定期的な監査指導を実施し、着実かつ継続的な取組を進めている。

さらに、平成 31 年の当協会支部が実施する特別教育の伐木を伴う実技教育における死亡災害の発生事案は、安全衛生を指導教育する機関としてあってはならないものであるということを重く受け止め、このような事態を繰り返さないため、支部・本部が一体となって一連の再発防止対策の徹底に取り組んできた。令和元年度から 3 年度間に実施した内部業務監査の結果を踏まえ、P D C A サイクルによる安全衛生教育の適切な実施とさらなる水準の維持向上のための取組を進めるなど、今後も引き続き労働災害防止団体としての社会的信頼の重要性を強く認識し、コンプライアンスの確保と適正な組織運営を図るための取組を進める。

加えて、新型コロナウイルス感染症に対しては、国等の対策方針、関係行政機関の指導を踏まえた感染症防止対策を講じながら、社会経済活動を展開していくことが求められている。

第 2 令和 5 年度の事業運営にあたっての基本的考え方について

令和 5 年度の事業運営にあたっては、「第 1 当協会を取り巻く状況について」を踏まえるとともに、国の「第 14 次労働災害防止計画（2023 年度～2027 年度）」を基本とし、協会が 5 年間に取り組むべき方向と対策を示した「林材業労働災害防止計画（5 カ年計画・2023 年度～2027 年度）」を策定し、その初年度として新たな目標に向けた労働災害防止対策の推進に取り組むこととする。

特に、労働災害防止対策事業では、その実効性を高めるため、国の施策を踏まえた次の事業を中心として取り組むこととする。

1 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組

ア 林野庁等と連携した活動の展開

安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動として集団指導、現場安全パトロール等の実施による指導及び援助をこれまでの実績を踏まえ展開する。

イ 伐木等作業員に対する能力向上教育の充実のため、伐木等作業員に対する職場内訓練について委員会による検討を行う。

2 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

- ア 林業及び木材製造業の非会員を含めた業界全体の安全衛生水準の向上を図るため、安全管理士等が、企業・業界団体に対する技術指導を行うとともに、その傘下の事業場への支援を行う。
- イ 安全衛生管理体制が脆弱な小規模零細な林業及び木材製造業の事業場を支援するため、安全管理士等が、集団指導、労働災害発生事業場への個別指導、リスクアセスメント定着のためのフォローアップ指導・助言などの支援を行う。
- ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(以下「高年齢労働者ガイドライン」という。)の周知とともに、高年齢労働者ガイドラインによる事業場の取組を促進する。
- エ 林材業労災防止専門調査員は、労働災害発生状況の把握と分析などを行う。

3 林材業における労働災害再発防止対策事業

「林材業死亡労働災害多発警報」を契機とした各種労働災害再発防止対策を本部・支部が関係行政機関と緊密に連携して実施するとともに、安全管理士等による重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導など、一層実効性のある労働災害防止対策を実施する。

4 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

林業、木材製造業の各事業場において実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、事業主、安全管理担当者及び労働者を対象に実践的リスクアセスメント集団指導会を実施する。

林業においては、高年齢労働者及び新規就業者の特性を踏まえたリスクアセスメントテキストを活用した集団指導会を実施する。併せて高年齢労働者ガイドラインの普及を図る。また、木材製造業においては小規模事業場の出前(集団)指導会を継続して実施するとともに、リスクアセスメント実施事例において実施事業場の実例や3DCGを活用した研修を実施する。

5 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業における振動障害の新規労災認定件数は、長期的には減少しているものの、依然として年間30人前後で推移している状況にある。振動障害を予防するためには、チェーンソー取扱労働者の適切な作業管理を徹底するとともに、定期健康診断や特殊健康診断による振動障害の早期発見及び健康診断結果に基づく適切な健康管理を確実に実施することが重要である。

このためチェーンソー取扱事業場とその労働者及び当該労働者に対する特殊健康診断の実施状況等を的確に把握するとともに、労働基準行政機関と連携し、当該事業場等に対する特殊健康診断の周知、受診勧奨及び指導並びに林業巡回特殊健康診断を実施し、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図ることとする。

6 安全衛生教育の推進と安全衛生活動支援の実施

ア 災防規程の遵守徹底に係る指導

会員が遵守しなければならない協会の自主規範である林業・木材製造業労働災害防止規程については、会員事業場における災防規程の遵守状況を把握し指導を行う。

また、関係法令等の改正や近年の労働災害発生状況等を踏まえた変更案を認可申請し、認可後は速やかに会員事業場に対して変更災防規程の周知を行う。

イ 安全衛生教育の適正な実施と安全衛生水準向上の支援

「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」等に基づく的確な講師の選定と適切な講習方法による安全な教育研修を実施し、林業、木材製造業に携わる方々に向けた安全衛生水準の向上の支援を進める。

また、最新の専門家の知見や法令改正を的確に捉え、教材等の作成と改訂を行う。

令和5年度は特に、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械作業に関する作業計画」について、作業計画の適切な作成のための支援として、作業計画作成に係る安全衛生教育を支部において開催することとし、教材の作成、講師養成研修を実施する。

以上の事業の実施に当たっては、国等の新型コロナウイルス感染症対策の方針、関係行政機関の指導等を踏まえた感染症防止対策を適切に講じつつ、個別指導、集団指導、現場安全パトロール、安全衛生教育等の労働災害防止対策事業の継続を図るとともに、新たな労働災害防止計画において設定した目標や重点的に取り組む対策を一つひとつ着実に実行することにより、協会の目的・使命である労働災害防止に向けた活動を一層推進していくこととする。

上記の基本的な考え方を踏まえ、令和5年度に当協会が取り組む諸事業を「第3 具体的な事業活動」に記載する。

第3 具体的な事業活動

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
<p>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組</p>	<p>林業において、平成12年～令和3年の間に死亡災害は967件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は618件で全体の63.9%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入され、新たな森林経営管理制度に基づく森林整備等が推進されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再生林が進められている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施する。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導会、現場安全パトロール等を林野庁、地方労働局、都道府県と連携して全支部で実施し、5ヵ年間を見通した計画的かつ効果的な指導及び援助を展開する。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等による充実を図る。</p> <p>(ウ) 新たな「林業労働災害防止計画（5ヵ年計画・2023年度～2027年度）」（以下「防災計画」という。）におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導会で実施しているアンケートについてアウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導する。</p> <p>イ 伐木等作業員に対する能力向上教育充実のための検討 能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業員に対する職場内訓練について、外部有識者による委員会を設置して検討する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林野庁等と連携した特別活動（技術的な指導及び援助）の展開（47支部）</p> <p>(ア) 集団指導会</p> <p>(イ) 現場安全パトロール等</p>	<p>ア 安全管理士及び林業普及指導員等と連携した特別活動（技術的な指導及び援助）の展開</p> <p>(ア) これまでの連携の枠組みの重要性を踏まえ、全支部において集団指導会、現場安全パトロールに取り組む。 なお、現場安全パトロールは、各支部で必要に応じ実施するものとする。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等について、別途指示するところにより対応する。</p> <p>(ウ) アンケートについては、新たな防災計画のアウトプット指標の取組状況を把握するため、別途指示するところによりアウトプット指標の取組状況に関する項目を加えたものにより実施する。</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）																						
事業名	本部実施事項	支部実施事項																				
	イ 伐木等作業者に対する能力向上教育の充実強化 (ア) 検討委員会（3回程度）の開催																					
（２）業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業	<p>林業における労働災害の発生頻度を見ると全産業計と比べ非常に高く、労働災害の重さの程度も全産業計と比べ非常に高い状況にある。</p> <p>木材製造業は、同じく発生頻度を見ると製造業と比べ高く、労働災害の重さの程度も製造業と比べ高い状況にある。</p> <p>このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図ることが必要である。</p> <p style="text-align: center;">令和3年における林業・木材製造業 (度数率・強度率・死傷年千人率)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>産 業 別</th> <th>度数率</th> <th>強度率</th> <th>死傷年千人率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 業</td> <td>25.49</td> <td>1.84</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>木材製造業</td> <td>8.33</td> <td>0.81</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>(製造業)</td> <td>3.08</td> <td>0.21</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>全産業計</td> <td>3.35</td> <td>0.15</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、林材業では小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。</p> <p>さらに、雇用環境の整備が図られる中、高齢労働者が増えることが予想されることから、高齢労働者の安全と健康を確保するため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を促す必要がある。</p> <p>これらの状況を踏まえ、安全管理士等の専門家により、①企業・業界団体傘下の非会員を含む事業場に対し労働 災害防止に関する技術的な支援を行うとともに、②同ガイドラインの周知を含め現場安全パトロール、集団指導及び個別指導を行う。</p> <p>ア 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導（年間） (ア) 安全管理士等が企業・業界団体に対する技術指導を実施 (イ) 安全管理士等による傘下の事業場への支援を実施 a 安全管理士等による集団指導の実施</p>	産 業 別	度数率	強度率	死傷年千人率	林 業	25.49	1.84	24.7	木材製造業	8.33	0.81	12.5	(製造業)	3.08	0.21	2.9	全産業計	3.35	0.15	2.7	<p>支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">ア 安全管理士等を活用した企業・業界団体に対する技術指導への協力</p>
産 業 別	度数率	強度率	死傷年千人率																			
林 業	25.49	1.84	24.7																			
木材製造業	8.33	0.81	12.5																			
(製造業)	3.08	0.21	2.9																			
全産業計	3.35	0.15	2.7																			

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>b 安全管理士等による現場安全パトロールの実施 c 安全衛生教育支援 d リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p> <p>イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上 (ア) 集団指導の実施 (イ) 労働災害発生事業場への現場安全パトロール等による個別指導 (ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p> <p>ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の取組の促進 (ア) 「高年齢労働者のガイドラインに関するチェックリスト」による事業場の実態を把握するとともに具体的な取組を指導</p> <p>エ 林業労働災害防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）による労働災害防止活動支援事業 (ア) 労働災害発生状況の把握と分析など</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援（①全国・複数ブロック展開：1～2企業・団体。②ブロック・都道府県展開：1企業・団体。ただし、全国・複数ブロック展開企業・団体に事業予定のあるブロックは未選定でも可。）</p> <p>イ 企業傘下の事業場に対する指導（1企業・団体当たり10事業場以上。ただし、ブロック・都道府県展開の企業・団体は4事業場以上。）</p> <p>ウ 集団指導（200回以上） エ 個別指導（250回以上） オ 現場安全パトロールの実施（250回以上） カ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（50回以上）</p>	<p>イ 安全管理士等を活用した事業場に対する現場安全パトロール、集団指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理士等による現場安全パトロール、集団指導や個別指導等の実施による安全水準の向上を図ることが必要な会員やその集団への活用の働きかけ リスクアセスメント集団指導会アンケート等で把握したリスクアセスメントの定着のフォローアップを要望する参加者の本部を通じた安全管理士への情報提供 支部による事業場に対する集団指導、個別指導等について、安全管理士等と連携して実施する。

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	キ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに関するチェックリストによる個別指導(50回以上)	
(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業	<p>一層実効性のある労働災害再発防止対策を推進するため、①「林材業死亡労働災害多発警報」を契機とした安全管理士等による当該支部との連携した取組み、また、②安全管理士等による重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通した集中指導を実施する。</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施 (ア) 緊急集団指導の実施 (イ) 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導 (ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言 (エ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組 「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」の見直しと活用等 (オ) その他の林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策の実施</p> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導 (ア) 個別指導（災害防止対策の検討） (イ) 集団指導の実施（災害防止に向けた意識の向上） (ウ) 現場安全パトロール（安全水準の向上） (エ) 林業・木材製造業事業場に対する教育教材の提供 (オ) リスクアセスメント定着に向けたフォローアップのための助言・指導</p> <p>【業務目標】 ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導（14事業場以上） イ 集団指導（14回以上） ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導の実施（28回以上） エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（7回以上）</p>	<p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。 ・会員事業場に対する警報発令に係る通知による注意喚起 ・安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。</p> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に関する情報を安全管理士に提供するようにする。</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
<p>（４）実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業（拡充）</p>	<p>林材業における労働災害は、安全管理体制が不十分な小規模事業場で発生しており、一人ひとりの作業者の危険に対する感受性を養うことも重要となっている。</p> <p>このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業者、安全管理担当者及び作業者を対象に集団指導会を実施する。</p> <p>林業においては、高齢労働者及び新規就業者の特性も踏まえたリスクアセスメントテキストを活用した集団指導会を実施する。</p> <p>また、木材製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることができない等との理由から、引き続き小規模の木材製造業に対しては、所要 1～2 時間（講習 1 時間、演習 1 時間）の「出前（集団）指導会」の利用促進に取り組む。この「出前（集団）指導会」については、より実践的でより関心が得られるよう、安全管理士等の協力の下、当該事業場の事例も活用したリスクアセスメントも実施するようにする。</p> <p>さらに、製造業の機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止は、国の労働災害防止計画でも、重点事項となっているため、木材製造業の集団指導会については、地方労働局等に対して非会員情報の提供や参加勧奨等について働き掛けを行う。</p> <p>なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等について、指導・援助を行う。</p> <p>ア 集団指導会の開催 47 都道府県支部における集団指導会を支援する。</p> <p>（ア）集団指導会受講対象者</p> <p>a 林業の集団指導会 林業事業場の事業者、安全管理担当者、作業者（高齢労働者及び新規就業者を含む。）</p> <p>b 木材製造業の集団指導会 木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び作業者</p> <p>（イ）集団指導会のカリキュラム等 カリキュラムは、1 日間（4 時間程度）として、以下の内容を軸に実施する。</p> <p>a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント手法の定着</p> <p>b 変更防災規程の周知</p>	<p>集団指導会及び出前（集団）指導会について、47 都道府県支部において、会員等に対し勧奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。</p> <p>特に支部は、木材製造業の業界団体にリスクアセスメント集団指導会への参加勧奨を行う。</p> <p>ア 出席者数について 集団指導会は 1 回 20 名以上を目標とし、出前（集団）指導会を実施する場合は 1 回 10 名程度とする。</p> <p>イ 受講対象者について （ア）林業の集団指導会 林業の事業者、安全管理担当者、作業者（高齢労働者及び新規就業者を含む。） なお、林業の集団指導会を実施する場合には、高齢労働者や新規就業者が参加できるように事業主に協力を要請。</p> <p>（イ）木材製造業（出前を含む）の集団指導会 木材製造業の事業者、安全管理担当者及び作業者</p> <p>ウ 実施方法 （ア）集団指導会実施要領に基づき実施する。</p> <p>（イ）木材製造業の集団指導会への参加を促進するために、労働局等に対して、非会員情報の提供や参加勧奨等について、働き掛けを行う。</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>(ウ) 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの普及 上記(ア) a の林業の集団指導会では、後記3 (1) アの「再発防止対策と関係法令・ガイドライン」(パンフレット)を配布して、高齢労働者ガイドラインの普及を図る。</p> <p>イ 出前(集団)指導会の開催 47都道府県支部における出前(集団)指導会を支援する。</p> <p>(ア) 出前(集団)指導会受講対象者 木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び作業員</p> <p>(イ) 出前(集団)指導会のカリキュラム カリキュラムは、事業者・安全管理担当者は演習とリスクアセスメント手法の定着(2時間程度)とし、作業員は演習(1時間程度、ただし、希望者は事業者等と同じ2時間)とする。この「出前(集団)指導会」では、当該事業場の事例も活用するようにする。</p> <p>ウ リスクアセスメント実施事例における3DCGの活用 リスクアセスメントの実施事例における3DCGの試行結果を踏まえ最新技術を積極的に活用する。</p> <p>エ アウトプット指標の取組状況の把握 新たな防災計画におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導で実施しているアンケートについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施(受講者数 400名以上)</p> <p>イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための出前(集団)指導会の実施(出前回数1支部2箇所以上、受講者数 400名以上)</p> <p>ウ 林業高齢労働者等集団指導会の実施(受講者数 1,000名以上)</p>	<p>(ウ) 木材製造業における「出前(集団)指導会」については、安全管理士等の協力を得て出前をする事業場の事例も活用してリスクアセスメントも実施するようにする。</p> <p>(エ) リスクアセスメント集団指導会において、3DCGを利用したリスクアセスメントを実施する。</p> <p>(オ) アンケートについては、新たな防災計画のアウトプット指標の取組状況を把握するため、別途指示するところにより、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えたものにより実施する。</p>

2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
<p>（１）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</p>	<p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握し特殊健診未受診者に対して受診勧奨を行う。 （ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 （イ）チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握 （ウ）（ア）及び（イ）の調査結果に基づき、特殊健診未受診労働者を把握した場合におけるチェーンソー取扱事業場及び労働者への受診勧奨・指導</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業 支部と連携の上、チェーンソーを取り扱う労働者を対象として、林業巡回特殊健康診断実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を行う。</p> <p>ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨 労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診断について周知を行い、受診勧奨等を進めるよう支部を指導する。</p> <p>【業務目標】 ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 （ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 （イ）チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握 （ウ）事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導 （約3,300事業場） （エ）チェーンソー取扱労働者に対する特殊健診受診の勧奨・指導 イ 林業巡回特殊健康診断事業 （ア）健診助成対象者数 18,000人 （イ）1年間特殊健診未受診者のいる事業場の率が50%以内及び3年間特殊健診未受診労働者の未受診率が9.0%以内を目標とする。</p>	<p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 （ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳記載事項の現況調査 （イ）新規チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査 （ウ）未受診労働者を雇用する事業場及び未受診労働者に対する電話照会、文書照会及び訪問調査等の実施 （エ）各支部職員、支部長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チェーンソー取扱労働者調査員により、（ア）～（ウ）の取組とともに受診指導、勧奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業 （ア）特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告 （イ）公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチェーンソー取扱事業場にまねく周知し、特殊健診を実施 （ウ）健診結果に基づく適正な健康管理並びに振動障害の防止について、事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険制度の周知を図る。</p> <p>ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び未受診事業場への受診勧奨を進める。</p> <p>【業務目標】 特殊健診実施期間 令和5年10月～12月</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進	<p>ア 安全衛生教育の適切な実施</p> <p>(ア) 労働安全衛生法等に基づく技能講習、特別教育等の実施</p> <p>技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行う。特別教育等については、関係法令に加えて、令和元年6月25日付けで施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」並びに「安全衛生教育に関する実施要綱」及び「車両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、「刈払機取扱作業安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教育を行う。</p> <p>(イ) 安全衛生教育総点検の実施</p> <p>安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施する。</p> <p>(ウ) 技能講習及び特別教育等については、新型コロナウイルスの感染症対策の関係行政機関からの指導等を踏まえた感染防止対策の留意事項を整備し、その遵守を指導する。</p> <p>(エ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>イ 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施</p> <p>チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育等について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施する。</p> <p>ウ 作業計画の適切な作成に向けた教育の実施</p> <p>労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、支部においては、講習会を実施することとしているため、本部においては次の取組を行う。</p>	<p>支部は、新型コロナウイルス感染症対策をまとめた留意事項を踏まえつつ、国等の機関及び都道府県ごとに示された方針に沿った感染防止対策を実施する。</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。</p> <p>さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。</p> <p>(ア) 技能講習</p> <p>(イ) 安全衛生特別教育</p> <p>(ウ) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育</p> <p>(エ) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育等について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育</p> <p>(オ) 林業架線作業主任者免許取得講習</p> <p>(カ) 労働基準局長通達に基づく教育</p> <p>イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図るとともに、内部監査体制の整備充実に努める。</p> <p>特別教育等については、特別教育に係る実施要綱及び実技教育安全マニュアル等により安全かつ適正に実施する。</p> <p>ウ 安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施する。</p> <p>エ 「作業計画の適切な作成のための有料講習会」を令和5年10月以降に開催する。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>(ア) 講習会実務要領の通知（令和5年6月）</p> <p>(イ) テキスト「作業計画の作成（仮称）」の作成（令和5年8月）</p> <p>(ウ) 本部主催による講師養成研修の実施（令和5年9月）</p> <p>エ 内部業務監査の実施 令和元年から3年度の間に実施した技能講習及び特別教育等に関する計画的な内部業務監査を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門講習機関として、労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格取得の周知啓発等に努める。</p> <p>イ 伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育の確実な実施</p> <p>ウ 「作業計画の適切な作成のための有料講習会」が確実に実施できるよう支部を支援する。</p> <p>エ 支部で実施する技能講習、特別教育等に対する計画的な内部業務監査結果を踏まえ、業務マニュアルの整備、内部業務監査等を継続的に実施する。（令和5年度10支部）</p>	<p>オ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対策事業等への実施協力</p> <p>地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発に係る事業について、地域の実情に応じ実施協力を行う。</p> <p>・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂死傷災害対策等関係教育など</p>
(2) 図書・安全衛生用具等の普及	<p>ア 図書教材等の作成頒布</p> <p>(ア) 新刊等の発行</p> <p>①「作業計画の作成（仮称）」の新版発刊</p> <p>②「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の改訂準備</p> <p>③「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂準備</p> <p>(イ) 現行テキストの増刷</p> <p>(ウ) DVD教材の作成頒布</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進</p>	<p>ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員はじめ林材業に携わる事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。</p> <p>イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用の重要性を講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>【業務目標】</p> <p>①「作業計画の作成（仮称）」の新版発刊 ②「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の改訂準備 ③「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂準備</p>	
<p>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</p>	<p>ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して制作・発刊する。特に、企業の取組事例、タイムリーな題材への速やかな対応など読者の意見・要望に応えた編集・発行を図る。</p> <p>イ 林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の勧奨を行う。</p> <p>【業務目標】 月刊発行部数 2,500部</p>	<p>ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>イ 関係行政機関、団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。</p>
<p>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</p>	<p>令和6年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国林材業労働災害防止大会の場でも募集する。</p> <p>〔業務目標〕 標語応募総数 300点</p>	<p>標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p>
<p>(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会</p>	<p>時代に即応したテキストを作成し、労働災害の未然防止を図る。</p> <p>労働安全衛生教育のためのテキストに関する検討（新刊及び改訂版）を行う。</p> <p>①「作業計画の作成（仮称）」の新版発刊 ②「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の改訂準備 ③「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂準備</p>	<p>労働安全衛生教育テキストに関連する情報や外部からの指導等があった場合には、速やかに本部に報告する。</p>
<p>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</p>	<p>林材業における労働安全衛生教育の高度専門講習機関として、その一定以上の教育レベルを維持するための講師養成を行う。</p> <p>令和5年度は、受講者からの要望を踏まえ安全衛生教育に係る刈払機（点検・整備）を加えて実施す</p> <p>【業務目標】 (1) 開催月日 令和5年7月6日（木）～7日（金） (2) 募集人員 50名程度（開催場所：東京都港区） (3) アンケート調査結果（満足度95%以上）</p>	<p>支部講師の積極的な参加について勧奨する。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
<p>(1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施</p>	<p>国の「第14次労働災害防止計画」を基本として、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示した防災計画を策定し、計画目標の達成を図る。</p> <p>このため、新たな防災計画の周知を図るとともに、アウトプット目標に示された会員が実施することとした措置についての取組方法と留意点の理解と実行を推進するものとする。</p> <p>【防災計画の目標】</p> <p>ア アウトプット指標（防災計画の重点対策の取組の成果として、会員事業場において実施される事項）</p> <p>(ア) 林業</p> <p>① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を50%以上とする。</p> <p>② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <p>(イ) 木材製造業</p> <p>① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。</p> <p>② 非定常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を30%以上とする。</p> <p>イ アウトカム指標（会員事業場がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項）</p> <p>(ア) 死亡災害</p> <p>林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。このため、2027年において、林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。</p> <p>(イ) 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）</p> <p>林業及び木材製造業の死傷災害を、2022年と比較してそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を5%以上減少させる。</p>	<p>ア 防災計画について、会員事業場に対し、業務目標に掲げた取組等により、新たな防災計画の周知を図るとともに、目標達成に向けて、各種の重点対策に取り組む。</p> <p>防災規程の周知用ポスターの配布と掲示を行う。</p> <p>イ 支部長が率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施し、防災計画の目標の達成を図る。</p> <p>ウ 会員事業場に対し、改正労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」並びに防災規程を周知し、その定着を図る。</p> <p>エ 防災計画のアウトプット指標の取組状況については、別途指示するところにより、林野庁等と連携して行う特別活動の集団指導会及び実践的リスクアセスメントの集団指導会において実施しているアンケートを利用して把握する。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>【業務目標】</p> <p>ア 防災計画の内容及び会員事業場が実施することとされる措置の取組方法等について、周知用資料を作成し、会員に対し、集団指導会等を通じて周知する。</p> <p>その措置の取組状況については、当面、前記1(1)の特別活動及び前記1(4)の実践的リスクアセスメントの集団指導会において実施しているアンケートを利用して把握する。</p> <p>また、防災計画について、幅広く周知を図るため、周知用ポスターを作成する。併せて防災規程の変更についても掲載する</p> <p>イ 安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、一層の労働災害防止効果を上げるために、次の取組を有機的に結び付けて実施する。</p> <p>(ア) 会員に対し、集団指導会等を通じて「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知徹底を図る。(後記4(2)参照。以下同じ。)</p> <p>(イ) 実践的リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助(前記1(4))</p> <p>(ウ) 安全衛生教育の確実な実施と資格取得の促進(前記3(1))</p> <p>(エ) 死亡労働災害の撲滅を目指した取組</p> <p>a 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策の徹底(前記1(3))</p> <p>b 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導(前記1(3))</p> <p>c 直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害を分析した再発防止対策の周知・指導(後記4(4))</p> <p>(オ) 死傷災害の防止を目指した取組(後記4(3))</p> <p>a 林材業STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン</p> <p>b 林材業STOP! 転倒災害プロジェクトの取組</p> <p>c 林材業年末年始無災害運動の周知徹底</p>	

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
<p>(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し</p>	<p>林業・木材製造業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）は、平成29年度に一部変更を行った後、「伐木等作業の安全対策に係る安衛則等の一部改正（平成31年2月12日公布・告示）」、伐木等作業ガイドラインの改正、伐木等作業に対する能力向上教育充実のための検討の反映、近年における林業及び木材製造業における死亡労働災害の発生状況等を踏まえ、令和3年度から外部有識者による「林業・木材製造業労働災害防止規程変更検討委員会」（以下「災防規程変更委員会」という。）を設置し、災防規程の一部変更の検討を行ってきた。</p> <p>令和5年度は、取りまとめた災防規程変更案について、有識者等から意見を聴取し、通常総代会の承認を得た後に、厚生労働大臣へ認可申請する。認可後、速やかに変更後の災防規程を会員に通知する等により周知し、その遵守について指導を行う。</p> <p>また、林業及び木材製造業において、多くの労働災害が発生している中、令和4年に安全管理士が実施した現場安全パトロールにおいて、災防規程のいずれかの規定に抵触しているとして指摘された事業場は、林業で38.9%、木材製造業で76.0%であった。これは、多くの事業場で災防規程が遵守されていないことを示しており、労働災害が多発する大きな要因の一つとなっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、現場安全パトロール等においてその遵守状況を示したリーフレットを活用し遵守指導を行うとともに、過去に多発した災害の原因と対策及びそれに関連する変更後の災防規程を取りまとめた小冊子を活用し、リスクアセスメント集団指導会において、小冊子を説明する等の取組を実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>災防規程の適用日から翌年度末までを「変更 災防規程の集中定着期間」として、以下により周知する。</p> <p>ア 会員事業場に対して変更後の災防規程を以下により周知する。</p> <p>（ア）変更後の災防規程の周知徹底を図るため、「変更 災防規程に関するパンフレット」を作成するとともに、「変更 災防規程（冊子）」を作成し、会員に配布して周知する。</p> <p>（イ）災防計画の周知用ポスターに、変更後の災防規程についても掲載する。</p>	<p>支部は、会員に対し災防規程を遵守するように、集団指導会、個別指導、安全パトロール等、あらゆる機会を通じて指導する。</p> <p>支部は「変更 災防規程に関するパンフレット」、「変更 災防規程（冊子）」等を活用して、各種の機会を活用して会員に対する周知を行う。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>(ウ) 支部は1回以上、変更防災規程の講習会又は研修会を開催することを支援する。 受講者目標 2,500名以上</p> <p>イ 会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロール等を通じて防災規程の周知徹底を図る。</p> <p>ウ 本部は、実践的リスクアセスメント集団指導会用の防災規程に関する資料を防災規程の変更に伴う見直しを行い、支部に配付する。</p>	<p>支部は、1回以上、(変更) 防災規程の講習会又は研修会を開催する。</p>
<p>(3)「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組</p>	<p>労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意識の高揚を図るとともに、事業者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動の一層の促進を図るため、7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働災害防止活動を重点的に実施してきたところである。</p> <p>令和5年度においては、引き続き、安全管理士等が支部及び関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の事業場に対して「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を本部、支部一丸となって取り組むこととする。</p> <p>なお、本月間の取組の他、全国安全週間（7月1日～7日）及び全国労働衛生週間（10月1日～7日）の協賛者として、中央労働災害防止協会が提唱する年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）と合わせて、労働安全衛生意識の高揚と労働災害の防止を図るため、本事業計画を受けて策定する「林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」に示す「実施事項」を計画的に実施することとする。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 「林材業労働災害防止月間」の設定（7月）及び同月間期間中の取組 具体的には、</p> <p>(ア) 防災規程の講習会の実施</p> <p>(イ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組 防災規程の変更に伴う「今日の作業ポイントカード（改訂版）」、「事業場自主点検表チェックリスト（改訂版）」の作成と支部への配布</p>	<p>「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <p>ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災害防止月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施する。</p> <p>イ 支部長は、本月間中に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。</p> <p>ウ 会員に対しては、防災規程の遵守、防災規程の変更に伴い見直す「作業ポイントカード（改訂版）」・「事業場自主点検表チェックリスト（改訂版）」の活用、労働安全及び労働衛生ポスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等の支部及び会員の「実施事項」の取組を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>(ウ)「実施事項」について、地方駐在安全管理士がブロック内支部長と緊密に連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。</p> <p>特に、リスクアセスメントの定着のため、リスクアセスメントフォローアップについて、本月間中に支部と連携の上、集中的に取り組む。</p> <p>イ 全国安全週間及び全国労働衛生週間の取組</p> <p>ウ 林材業年末年始無災害運動の取組（再掲）</p> <p>エ その他の取組</p> <p>次の事項についても併せて取り組むこと</p> <p>(ア) 林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（再掲）</p> <p>(イ) 林材業STOP!転倒災害プロジェクトの取組（再掲）</p>	
(4) 労働災害情報の収集分析と提供	<p>労働災害発生状況を毎月支部等に速報するとともに、毎年の死亡災害の発生動向を分析評価してその結果をとりまとめ、「林材安全」、協会ホームページにより広く情報提供を行うなどに取り組む。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月）を支部へ提供（毎月）</p> <p>イ 月刊情報誌「林材安全」への死亡災害事例速報、死亡災害の動向分析結果と再発防止対策（直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害）、死亡災害事例の掲載（毎月）</p> <p>ウ 林材業労災防止協会年報への年間労働災害統計を掲載（毎年）</p> <p>エ 協会ホームページへの上記各種情報の掲</p>	<p>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p> <p>イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供</p>
(5) 各種活動における会員加入の取組	<p>林材業事業者における協会会員の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。</p>	<p>ア 支部は、集団指導会の案内通知にあたり、非会員に対するものには、協会パンフレットを同封する。</p> <p>イ 支部は、非会員も参加する集団指導会、安全衛生大会、安全パトロールにおいて、協会パンフレットを配布又は展示する。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等の各種の活動に際して、非会員も対策とするものにおいては、会員加入を促すこととする。</p> <p>ア 集団指導会、個別指導時に協会パンフレットを配布する。</p> <p>イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加える。</p> <p>【業務目標】 新規加入数を令和4年度（221件）より上廻りこと。</p>	
（6）ホームページの運営	<p>会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に係る情報提供と当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通達、災害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実を図る。</p> <p>【業務目標】 アクセス件数 250件/日</p>	<p>ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。</p> <p>イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。</p>
（7）全国林材業労働災害防止大会の開催	<p>第59回全国林材業労働災害防止大会を広島県にて開催する。令和5年度は、令和4年度よりプログラムを充実させることとするが、コロナ禍で開催することも想定されることから感染防止対策を講じた上で実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>(1) 開催月日 令和5年10月12日(木)</p> <p>(2) 開催場所 JMSアステールプラザ 大ホール (広島市)</p> <p>(3) 参加者目標 500名程度</p>	<p>会員に対して、全国林材業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。</p>
（8）労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦	<p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基づき林材業の労働災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国林材業労働災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行う。</p> <p>イ 厚生労働大臣が表彰する「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」、厚生労働大臣が顕彰する「安全優良職長顕彰」及び中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」候補者を選考し、推薦する。</p>	<p>ア 全国林材業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者について積極的に該当者の推薦を行う。</p> <p>イ 「厚生労働大臣表彰」、「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」及び「緑十字賞」の候補者について積極的に該当者の推薦を行う。</p>

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組	<p>協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく健全で適正な管理運営及び事務・事業を進めるとともに、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月3日）を踏まえ業務運営の改善に向け継続して取り組む。</p> <p>令和5年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、支部監査指導に引き続き取り組むとともに、指導結果に基づく適切な対応を図ることとする。</p> <p>ア 支部監査の実施とコンプライアンスの徹 (ア) 監査指導室の活用により、協会業務の適正かつ効果的な執行について定期的、計画的な会計等監査指導を実施し、監査指導を効果的に進める。 (イ) 改正会計規程（平成29年4月1日施行）に基づき、本部、支部の適正な運用を進めるため、引き続き計画的に支部に対して適確な指導を実施する。 (ウ) 「コンプライアンス管理規程」（平成30年10月5日制定）及び「コンプライアンス通報の処理に関する細則」（同）に基づき協会内のコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>イ 支部で実施する技能講習、特別教育等の適正な実施を図るため、計画的な内部業務監査指導を行う。（再掲）</p> <p>〔業務目標〕 ア 監事監査、会計業務等内部監査の実施（10支部） イ 技能講習、特別教育等安全衛生講習の内部業務監査指導（10支部）</p>	<p>本部と連携して、支部業務全般について業務改善の取組みを進める。特に、改正会計規程に基づく支部会計業務の適正な運用を進める。</p>
(2) 理事会・総代会等の開催	<p>事業計画、事業予算等の協会運営の審議検討及び執行決定のための理事会及び総代会を開催する。</p> <p>〔業務目標〕 ア 理事会（定例会 令和5年5月、10月、令和6年1月予定） イ 第64回通常総代会（令和5年6月6日（火）開催）</p>	

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(3) 支部長会議等の開催	<p>ア 支部長会議を開催し、令和6年度の協会の事業運営方針及び事業計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を一体的に推進する。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、令和5年度事業の具体的計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を効果的、効率的に推進する。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の使命・役割、事業内容などについて認識を高め、支部運営の円滑な実施を図る。</p> <p>〔業務目標〕</p> <p>ア 支部長会議（令和6年2月開催）</p> <p>イ 全国支部事務局長会議（令和5年6月15日（木）開催）</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議（令和5年6月15日（木）開催）</p>	
(4) 外部評価のための総合評価委員会の開催	<p>外部有識者からなる総合評価委員会により、令和4年度実施事業に対する評価を実施し、社会的ニーズへの的確な対応と効率的かつ効果的な事業・事務の運営について評価を受けるとともに、当該評価結果及び改善意見等を踏まえ、事業の見直し及び改善を的確に行う。</p> <p>〔業務目標〕</p> <p>年2回開催</p>	
(5) 情報セキュリティ対策の推進	<p>協会が保有する個人情報等の重要情報漏えい等のリスクに対応し情報の安全性等を確保するため、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティに関する規程」及び関連規定等に基づくセキュリティ対策を適切に実施する。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報等を職員に随時提供し、注意喚起を図るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動を進める。</p> <p>〔業務目標〕</p> <p>ア 本部役職員、新任採用職員に対する教育・研修（随時）</p>	<p>「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。</p>

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	イ 本部情報システム等に係る情報資産棚卸、リスク評価、自己点検、情報セキュリティ監査の実施 ウ 支部長会議、全国支部事務局長会議、新任支部事務局長会議開催時における研修	